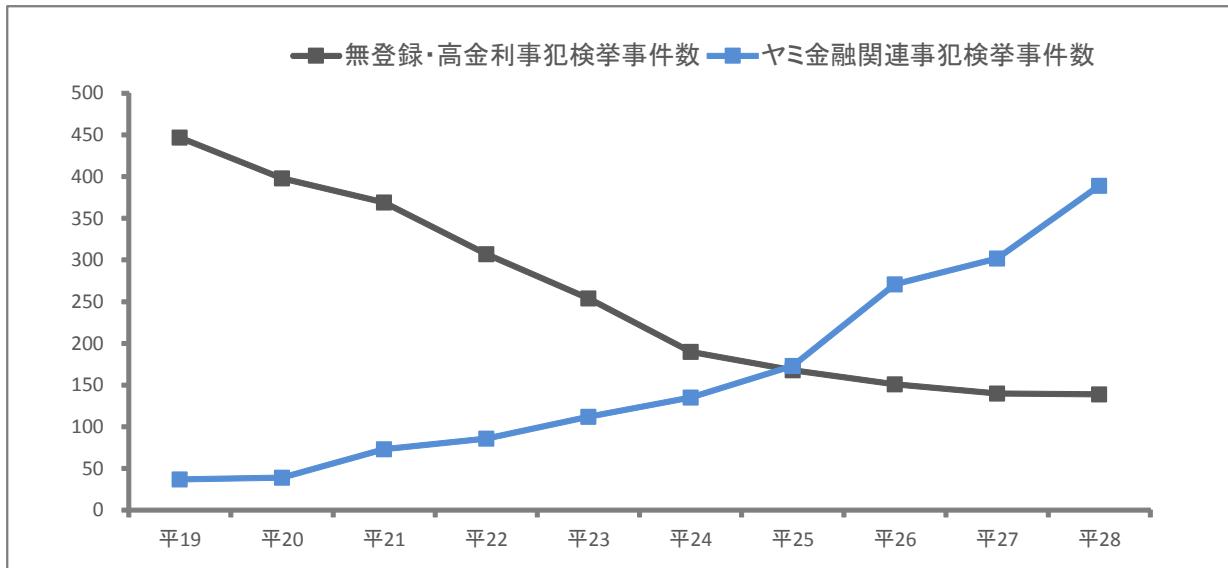


平成29年12月
警 察 庁

ヤミ金融事犯の検挙状況

1 検挙状況の推移



	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28
検挙事件数	484	437	442	393	366	325	341	422	442	528
無登録・高金利事犯	447	398	369	307	254	190	168	151	140	139
ヤミ金融関連事犯	37	39	73	86	112	135	173	271	302	389
検挙人員	995	860	815	755	666	470	523	558	608	662
無登録・高金利事犯	938	797	706	646	539	315	337	258	267	257
ヤミ金融関連事犯	57	63	109	109	127	155	186	300	341	405
被害人員	148,543	141,394	94,211	76,575	50,334	31,528	31,049	16,885	20,946	24,231
被害額	303億 8,998万円	293億 3,378万円	198億 3,095万円	115億 1,065万円	117億 5,516万円	109億 9,008万円	150億 0,401万円	97億 7,645万円	160億 9,086万円	131億 9,526万円

注1 「無登録・高金利事犯」とは、貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（高金利等）に係る事犯をいう。

2 「ヤミ金融関連事犯」とは、貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯をいう。

2 主な検挙事例

- ファクタリングを装ったヤミ金融業者等による貸金業法違反、出資法違反等事件

無登録貸金業者の男（32）らは、平成27年8月から28年11月までの間、インターネット広告や名簿業者から購入した名簿を基に電話やFAXで勧誘する方法で顧客を募り、「ファクタリング」と称して顧客が保有する売掛債権の売買契約を

装い、中小企業約660社に対し、実質は、同債権を担保として法定利息の約4.2倍から約48.9倍で金銭を貸し付け、元利金約14億6,000万円を受領した。29年8月までに、5法人22人を貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（超高金利）等で検挙した（大阪府警察）。

○ 090金融に係る貸金業法違反、出資法違反等事件及びレンタル携帯電話事業者による携帯電話不正利用防止法違反事件

無登録貸金業者の男（48）らは、平成24年8月から29年3月までの間、多重債務者の名簿を基にダイレクトメールを送り付けるなどの方法で顧客を勧誘し、融資を申し込んできた全国の顧客約270人に對し、その銀行口座に振込送金するなどの方法により、法定利息の約12.8倍から約121.9倍で金銭を貸し付け、元利金約5億3,000万円を受領した。29年6月までに、6人を貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（超高金利）、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）等で検挙した。

また、同年7月、同人らに対し本人確認を行わずにSIMカードを交付したレンタル携帯電話事業者の男（38）を携帯電話不正利用防止法違反（貸与業者の貸与時の本人確認義務）で検挙した（神奈川県警察）。

○ 宗教法人による寄付金等を仮装した出資法違反事件

宗教法人の代表役員（77）らは、宗教活動を隠れ蓑に、賛助会員への無利子での資金援助の名目で金銭を貸し付け、寄付金や物品売買を仮装して利息を受け取る方法により、平成23年7月から29年1月までの間、42都道府県の中小企業約380社に対し、約10億7,000万円を貸し付け、元利金約16億円を受領した。29年11月、4人を出資法違反（超高金利の禁止を免れる行為）で検挙した（兵庫県警察、佐賀県警察、新潟県警察）。

3 携帯電話対策の状況

(1) 契約者確認の求めを行った件数

	平24	平25	平26	平27	平28
契約者確認の求め	6,176	6,414	7,245	8,425	6,932

注 出資法違反又は貸金業法違反に基づくものを計上している。

(2) ヤミ金融事犯に係るレンタル携帯電話の解約要請件数

	平24	平25	平26	平27	平28
レンタル携帯電話 解約要請	2,763	3,433	3,973	3,735	3,010

4 口座凍結の状況

ヤミ金融事犯に使用された疑いのある口座の金融機関への情報提供件数

	平24	平25	平26	平27	平28
口座凍結情報提供	23,786	30,954	34,705	28,445	23,661